1. 消防の広域化の推進

市町村は、その区域内における消防事務を十分に 果たすべき責任を有しているが、小規模な市町村に おける消防体制は様々な課題を抱えている場合が多

消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消 防の体制の整備・確立を図ることを目指すものであ り、消防庁として、平成6年(1994年)以降継続的 な取組を行っているものである。

(1) 市町村消防の状況

ア 消防本部の状況

昭和23年(1948年)3月7日に消防組織法が施 行されて以来、「市町村消防の原則」が消防制度の 根幹として維持されており、消防本部及び消防署の 設置が進められた。全国の消防本部数は、平成3年

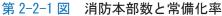
(1991年) に過去最多の 936 本部まで増加したが、 平成6年(1994年)以降は、市町村消防の広域化の 推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成29年 4月1日現在の消防本部数は732本部であり、消防 本部や消防署を設置していない非常備町村は 29 町 村である(第2-2-1図)。

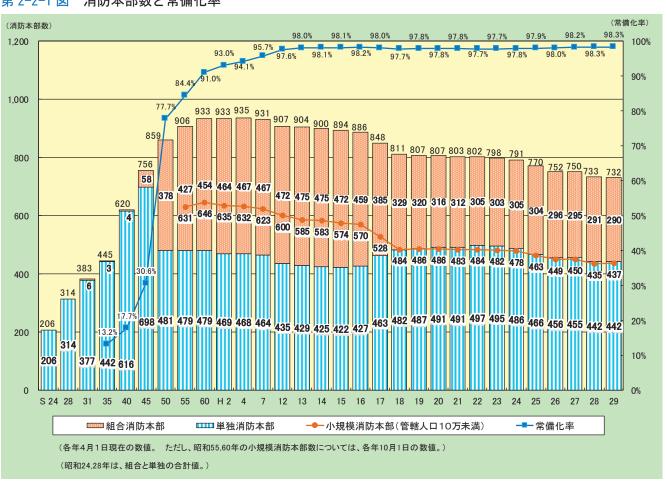
イ 非常備町村の状況

29 の非常備町村は7都県に存在するが、地理的な 要因から非常備である地域も多く、1都3県の21町 村(非常備町村全体の72.4%)が島しょ地域である (附属資料 2-2-1)。

ウ 小規模消防本部の課題

全国 732 消防本部のうち、管轄人口が 10 万未満 の小規模消防本部は437本部あり、全体の60%を占 めている。





一般的に、これらの小規模消防本部では、複雑化・ 多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の 導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等、 組織管理や財政運営面における対応に課題があると 指摘されている。

(2) 広域化の背景と推進の枠組み

ア 広域化の背景

小規模な消防本部においては、一般的に財政基盤 や人員、施設、装備等の面で十分でなく、高度な消 防サービスの提供に課題がある場合が多いことから、 消防庁では、平成6年(1994年)以降、市町村の消 防の広域化を積極的に推進してきたが、いまだ小規 模消防本部が全体の6割を占める状況にある。

また、日本の総人口は、平成17年以降減少傾向にあり、都市部とその他の地域により差はあるが、一般的に各消防本部の管轄人口も減少すると考えられており、さらに、消防団員の担い手不足の問題も懸念されている。このような現状から、消防の体制の一層の整備・確立を図るために市町村の消防の広域化を推進することが必要と考えられてきた。

イ 平成 18 年の消防組織法の改正

平成 18 年に消防組織法の一部改正法が成立し、消防の広域化の理念及び定義、基本指針に関すること、推進計画及び都道府県知事の関与等に関すること、広域消防運営計画に関すること、国の援助等に関すること等が規定された(第 2-2-2 図)。

消防組織法では、市町村の消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下同じ。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」(消防組織法第31条)と定義され、広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない」(同条)こととされている。

広域化の具体的な方法としては、消防事務を共同 処理する一部事務組合又は広域連合の設置、既存の 組合の構成市町村の増加、消防事務組合以外の事務 を処理する組合の事務に消防事務を追加すること及 び消防事務を他の市町村に委託することが考えられ る。

第2-2-2図 改正後の消防組織法による市町村の消防の広域化の推進スキーム

市町村の消防の広域化の理念及び定義(第31条)

- ○理念 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。
- 〇定義 2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を 委託すること。

消防庁長官の定める基本指針 (第32条)

- ○消防庁長官は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針を定める。
 - ・自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - ・広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

都道府県の定める推進計画 (第33条)

- 〇都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を定めるよう努めなければならない。
 - 広域化対象市町村の組合せ
 - ・広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - ・防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 〇推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 〇都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、必要な調整・援助等を行う

広域化対象市町村の定める「広域消防運営計画」(第34条)

- 〇広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するための計画を作成
 - 消防本部の位置及び名称
 - ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 〇広域消防運営計画作成のために自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける。

国の援助及び地方債の配慮(第35条)

- 〇国は、都道府県及び市町村に対して、情報の提供その他の必要な援助を行う。
- 〇広域化対象市町村が推進計画の組合せに基づき広域化した場合は、地方債について特別の配慮を行う。
 - ・施行期日:公布の日 [平成18年6月14日]
 - ・広域化前に消防長であった者の階級に関する経過措置を定める。

第

ウ 市町村の消防の広域化に関する基本指針等

(ア) 基本指針

消防庁では、改正後の消防組織法第 32 条第1項に基づき、平成18年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(以下、この節において「基本指針」という。)を定めた。この中で、広域化を推進する期間については、平成19年度中には都道府県において推進計画*1を定め、推進計画策定後5年度以内(平成24年度まで)を目途に広域化を実現することとされた。

(イ) 基本指針の改正

東日本大震災での教訓や類例をみない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まり、さらに将来の日本の総人口が減少することが予想されていることを踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった消防の広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となる。このことから、平成25年4月1日に基本指針を改正し、広域化を着実に推進することとした。改正概要は次のとおり。

- ・広域化の推進期限を平成 30 年4月1日まで延長 した。
- ・管轄人口 30 万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとされていたが、当該規模目標には必ずしも捉われず、地域の事情を十分に考慮する必要があるとした。
- ・自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進する ために、消防広域化重点地域の枠組みを設け、国 の施策や都道府県における措置を他の広域化対 象市町村よりも先行して集中的に実施すること とした。

なお、広域化により指定都市と同等以上の規模を備える消防本部が新設されることから、平成 25 年 4月1日に消防吏員の階級の基準(昭和 37 年消防庁告示第6号)を改正し、管轄人口70万以上の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)の消防長についても消防司監の階級を用いることができることとした。

(ウ) 期限内の取組に向けて

消防庁では、平成30年4月1日の消防の広域化

推進期限に向け、平成27年4月27日の都道府県知事宛消防庁次長通知により、次のとおり都道府県のより積極的な取組を要請している。

- ・都道府県内の市町村の現状及び将来の見通しを改 めて再検証の上、広域化の必要性がより高いと認 める地域の重点地域の指定を速やかに行うこと。
- ・これまでに広域化を実現した消防本部の所在する 都道府県では、積極的な人的支援及び財政支援を しているところがあることから、広域化を進める ために、都道府県において更なる積極的な支援策 を検討し、実施すること。
- ・消防広域化推進アドバイザー*²制度について、地 方公共団体や協議会等において、当該制度を積極 的に活用すること。

(3)広域化のメリットと課題

ア 広域化のメリット

一般的には以下の3点のメリットが考えられる。 (ア)迅速で効果的な出動による住民サービスの向上

広域化により消防本部の規模が大きくなり、消防本部全体が保有する車両等が増えることから、初動時や第2次以降の出動体制が充実するとともに、統一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能になる

(イ)人員配置の効率化による現場体制の充実・高 度化

総務部門や通信指令部門の効率化を図り、人員を 消火や救急部門に再配置することにより、不足して いる現場体制の強化が可能になる。また、予防部門 や救急部門の担当職員の専任化を進めることにより、 質の高い消防サービスの提供が可能になる。

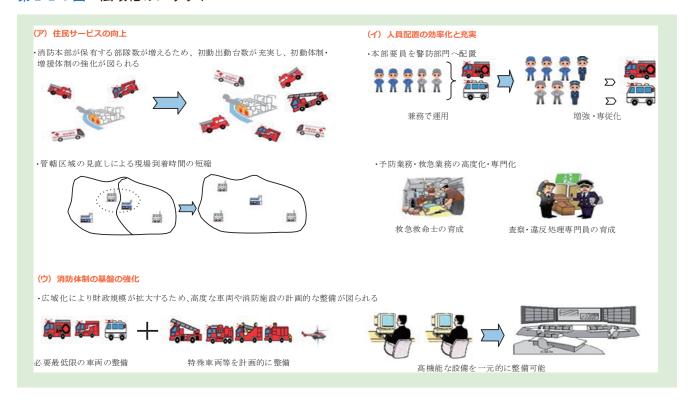
(ウ) 財政・組織面での消防体制の基盤強化

財政規模の拡大による効率化により、小規模消防本部では整備が困難であったはしご自動車、救助工作車及び高機能指令センター等の計画的な整備が可能になる。また、職員数が増加することから、人事ローテーションの設定、職務経験不足の解消、各種研修への職員派遣など、組織管理の観点からも多くのメリットが期待できる(第2-2-3図)。

^{* 1} 推進計画:平成23年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、都道府県による推進計画の策定は努力義務化された。

^{* 2} 消防広域化推進アドバイザー: 既に広域化を実現した消防本部や関係市町村の幹部職員等で、広域化の推進に必要な知識・経験を持つ 者の中から、消防庁が選定し登録する。都道府県等の要望に応じて派遣され支援活動を行う。

第 2-2-3 図 広域化のメリット



イ 広域化に伴う課題

広域化をした消防本部では、職員の身分や給与の 段階的な一本化、構成市町村が増加したことに起因 する調整業務の増加及び構成市町村の負担金の調整 等が、広域化検討時からの課題であるとともに、広 域化後もこれらの課題への対応に時間を要している 場合がある。

このことから、広域化対象市町村が広域化後に円滑に業務を行っていくためには、広域消防運営計画作成時に各調整事項について十分な協議を行うとともに、構成市町村の了承を得ておく必要がある。

2. 関係機関の取組

(1)消防庁の取組

ア 広域化の検討に対する支援

消防庁では、基本指針の策定と合わせ、都道府県 及び市町村における広域化の取組を支援するために、 消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設 置して広域化を推進しているところであり、消防広 域化推進アドバイザーの派遣等を行っている。

イ 財政支援

市町村の消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、その運営に支障の生じることがないよう、 必要な財政措置を講じている。 そのうち、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築及び再配置が必要と位置付けられた消防署所等の新築、広域消防運営計画等に基づき実施する消防指令センター(指令装置等)の整備、並びに広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備について、事業費の100%に緊急防災・減災事業債を充当し、元利償還金の70%に相当する額を、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入することとしている(第2-2-4図)。

(2) 都道府県の取組

ア 推進計画の概要

基本指針では、都道府県は、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関して、推進計画を定めるよう努めなくてはならないこととされている。

イ 都道府県の支援策

都道府県によっては、独自の広域化支援方策を講じている例があり、財政支援としては、広域化協議会運営費や広域化に伴う施設整備を対象とした補助制度の創設等が、その他の支援策として、協議会事務局への県職員の派遣等が行われている。

第 2-2-4 図 消防の広域化に対する財政措置(平成 29 年度)

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を行う。 市町村分

1 消防広域化準備経費 [特別交付税] __消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経 費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費 [特別交付税]

消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。 の 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費 ④その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備 [緊急防災・減災事業債] (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等 (一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。) の増改築 (再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)

(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

※ 消防署所等 消防署、出張所及び指令センター

- (3) (1)、(2)以外の整備 [一般単独事業債] 充当率90% [通常充当率:75%]
- 4 消防指令センター(指令装置等)の整備 [緊急防災・減災事業債] 広域消防運営計画等に基づき実施するもの。
- 5 消防用車両等の整備 [緊急防災・減災事業債] 広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、 機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

国庫補助金の配分について

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定 に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分

消防広域化推進経費 消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に 必要な経費について普通交付税措置を講じる。

広域対象市町村に対する支援に要する経費 [特別交付税] 広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

(3) 市町村の取組

都道府県の推進計画に定められた広域化対象市町 村は、消防の広域化を行う際には、協議により、広 域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消 防運営計画を作成することとされている(消防組織 法第34条第1項)。

広域化に向けた検討を行っている多くの市町村は、 市町村部局、消防本部、構成議会議員等から構成さ れる協議会等の検討組織を設置し、[1] 広域化後の 消防の円滑な運営を確保するための基本方針、[2] 消防本部の位置及び名称、[3]市町村の防災に係る 関係機関相互間の連携の確保に関する事項のほか、

[4] 構成市町村の負担金割合方式、職員の任用方 式や給与の統一方法等、広域消防運営計画や組合規 約等の作成に必要な事項を中心に協議を重ねている。

3. 広域化の進捗状況

平成 18 年の消防組織法の一部改正以降、平成 29 年4月1日までに、50の地域で広域化が実現し、平 成 18 年4月に 811 あった消防本部数は 732 となっ た (附属資料 2-2-2)。

4. 消防の連携・協力の推進

消防庁においては、消防の広域化を、消防体制の 整備・確立に向けて最も有効なものとして推進して いくとともに、消防の広域化にはなお時間を要する 地域においても消防力を強化していくため、消防事 務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の 連携・協力」を推進することとしている。

なお、特集4「消防の連携・協力の推進」に詳細 を記載している。

〇 対象事業

地域の防災力を強化するための施設 の整備、災害に強いまちづくりのための 事業などの地方単独事業等を対象

O財政措置

- 地方債充当率 100%
- · 交付税算入率 70%
- 〇 事業年度
 - 平成29年度から平成32年度